

報告第1号

石垣市職員倫理条例の運用状況報告について

石垣市職員倫理条例（平成20年石垣市条例第26号）第16条の規定により、同条例運用状況を石垣市職員倫理審査会の意見を添えて別紙のとおり報告する。

令和6年2月26日提出

石垣市長 中山 義 隆

石垣市職員倫理条例運用状況報告

この条例は、職員の職務の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的としています。

職員倫理に関する運用状況について報告いたします。

【期間：令和5年2月1日～令和6年1月31日】

1. 倫理条例等の周知及び保持等に関する施策について

(1) 令和5年4月6日

職員の「身だしなみ」について（通知）

(2) 令和5年4月17日

職員の連休における厳正な服務規律の確保等について（通知）

(3) 令和5年5月17日

職員の窓口対応及び電話対応等について（通知）

(3) 令和5年7月20日

個人情報の取扱いについて（通知）

(4) 令和5年8月17日

職員の厳正な服務規律の確保等について（通知）

(5) 令和5年10月26日

各種補助金の申請等手続きに係る事務の適正な執行について（通知）

(6) 令和5年10月26日

職員の懲戒処分及び綱紀の厳正な保持について（通知）

(7) 令和5年12月19日

職員の年末年始における綱紀の厳正な保持について（通知）

以上、職員の綱紀粛正及び服務規律の確保等については、機会あるごとに注意を喚起し、周知徹底を図っており、通知においては、倫理条例の概要と届出事項について周知を図っております。

2. 石垣市職員倫理審査会

令和6年2月13日（火）午後3時 ・ 会議室6

石垣市職員倫理審査会 意見書

石垣市職員倫理条例第13条の規定に基づき、倫理条例に関する運用状況について慎重に審査を行いました。結果は次のとおりです。

〔審査会〕 日時 令和6年2月13日（火） 午後3時
場所 会議室6

1. 審査結果

石垣市職員倫理条例では、職員が遵守すべき職務にかかる倫理原則及び責務などが規定されており、職員倫理の確立に向けて施策がなされている。

石垣市職員倫理条例の運用状況については、職員への周知が図られており、条例及び規則に沿って適切に運用がなされているものと認める。

2. 審査会意見

職員の倫理規範に基づき、公正・公平な職務執行の確保を図ることが条例制定の趣旨である。そのためにも、条例、規則に基づいた報告等を行い、引き続き倫理意識を高めるため、次のことに取り組むよう要望する。

- ① 職員は、一人ひとりが市民から負託を受けた公務員であることを自覚し、公務内外を問わず、全体の奉仕者として高い倫理観を保持し責任ある行動を取ること。
- ② 職員は、公務を担う者として、服装及び身だしなみを整え、責任と誠意ある市民対応に務めること。
- ③ 個人情報の取扱いについては、関係法令等を遵守し、事故防止等、適正な管理を図ること、また、研修等をとおして職員個々の意識改革を図ること。
- ④ 職員一人ひとりが、お互いの人格を認め尊重し合い、それぞれの役割を把握するとともに、周りの職員にも気を配り、風通しの良い職場環境づくりに取り組むこと。
- ⑤ 職員の服務規律の確保等については、引き続き周知の工夫を図り徹底すること。

令和6年2月13日

石垣市職員倫理審査会

会長 大田 守 宣

委員 森 永 用 朗

委員 川 平 孝 子